

入札説明書

木曽森林管理署の小川入国有林外 森林環境保全整備事業 木曽1に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令及び中部森林管理局競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年5月2日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 木曽森林管理署長 北村大

3 事業概要(入札公告1のとおり)

4 競争参加資格(入札公告2のとおり)

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、入札公告2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札公告2(3)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料(以下、「申請書等」という。)を提出することができる。この場合において、入札公告2(1)(2)及び(4)から(17)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて入札公告2(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて入札公告2(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、電子調達システムにより送信するか、持参又は郵送(書留郵便に限る)或は電子メールにより送信すること。電話、電報及びファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 申請書等の提出期間及び場所は、入札公告3(2)(ア)(イ)のとおり

- (3) 申請書等は、別紙様式1～6により作成すること。

- (4) 申請書等は、次に従い作成すること。

- ① 全省庁統一資格の資格確認通知書の写しを提出すること。

- ② 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けている場合は、認定書の写しを提出すること。

- ③ 共同事業体を結成し入札参加する場合は、その共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員が判る協定書等を提出すること。

- ④ 同種の事業の実績

入札公告2(7)に掲げる資格があることを判断できる同種の造林事業の実績を別紙様式2に記載すること。なお、自己山林に関する同種の事業の実績についても実績として評価することとし、事業名及び発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、記載不要とする。

中部森林管理局以外の同種の事業として事業成績評定を受けた事業がある場合には、公告日が属する年度の前年度から過去2ヶ年度間に事業成績評定を受けた全ての事業成績評定通知書の写しを提出すること。

- ⑤ 配置予定技術者の同種の事業の経験

入札公告2(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の会社名、同種の事業の経験等を別紙様式3に記載すること。なお、同種の事業の現場代理人等(技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む)として、年間少なくとも1回以上従事し、かつ通算で3ヶ年度以上従事していることが判断できる資料(履歴書、経歴書)を添付すること。従事期間は連続する3年である必要はないものとする。

- ⑥ 配置予定技術者等

配置予定技術者及び従事予定の技能者(以下、「配置予定技術者等」という。)の資格等を別紙様式4に配置予定技術者別に記載すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

- ⑦ 配置予定技術者等の雇用形態

配置予定技術者等について直接雇用・下請等の別、常用・臨時の別及び社会保険等(健康保険、年金保険、雇用保険)への加入状況等を記載すること。また、保険加入状況を証明する資料を添付すること。なお、社会保険の証明書類において被保険者等記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。記載様式は別紙様式5とする。事業共同組合については、当該事業共同組合が直接雇用した者を直接雇用者として取り扱うこと。

⑧ 契約書等の写し

④の同種事業の実績、⑤の配置予定技術者の同種事業の経験においては、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、中部森林管理局の事業成績評定対象事業の場合は、同種事業の実績証明として事業成績評定通知書(写)の添付でも可とする。又、契約書等により同種の事業であることが確認できない場合は、契約書の他に事業工程表等の当該事業の内容(同種の事業の実績及び技術者の経験)が証明できる書類を添付すること。また⑤の配置予定技術者の同種の事業の経験については、入札参加者が直接雇用していることが証明できる雇用保険・労災保険などの社会保険の証書等の書類、及び同種の事業に3ヶ年度以上従事していることが証明できる契約書等を提出すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

⑨ 事業計画の工程管理

事業計画の工程管理について、工程表を作成すること。記載様式は別紙様式6とする。

⑩ 添付資料の省略

様式1から3及び5の添付資料については、内容に異同が無い場合に限り、当該年度において提出した資料をもって、当該森林管理署等への提出を省略することができる。

(5) 申請書等の作成説明会

申請書等の作成説明会については、原則として実施しない。

(6) 競争参加資格の確認結果は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の有無については入札公告に示した日までに、競争参加資格確認通知書(以下「通知書」という。)により通知する。競争参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 資料のヒアリング

資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書等は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

① 期 限：令和7年5月27日 16時00分

② 場 所：〒399-5604 長野県木曽郡上松町正島町1-4-1

木曽森林管理署 総務グループ

③ 方 法：電子メール(PDFファイル形式)の送信、又は書面を持参により提出すること。郵送、電話、電報及びファクシミリによるものは受け付けない。

④ 電子メール送信先: c_kiso@maff.go.jp

(2) 分任支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和7年5月29日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 期 間：令和7年5月7日9時00分から令和7年5月23日16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)

② 場 所：6(1)②に同じ。

③ 方法：電子メール(PDFファイル形式)の送信、又は書面を持参により提出するものとし、郵送、電話、電報及びファクシミリによるものは受け付けない。

④ 電子メール送信先: 6(1)④

(2) (1)の質問に対する回答は、中部森林管理局のホームページにも掲載する。

URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>

8 入札及び開札

(1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式(添付は省略。契約担当官等において提示する。以下同様。)の契約書案、国有林野事業造林事業請負契約約款、添付書類、現場等(以下「仕様書等」という。)を熟覧のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

なお、本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することを基本とする

- (2) 競争参加者は、入札公告5に定める提出すべき書類を期限までに提出すること。
なお、提出すべき書類を提出しないことにより資格が確認されない場合は、入札に参加することはできない。
- (3) 競争参加者は、入札心得に示す入札書を電子調達システムにより送信するか、持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。なお、これ以外の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (5) 入札書の提出場所は、入札公告6(1)のとおり。
- (6) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告6(2)のとおり。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人指名を記名して押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をしておかなければならない。
- (8) 入札書は、氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び事業名を記載した封書に入れること。
- (9) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。
- (10) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (11) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告及び入札説明書(以下「入札公告等」という。)において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (12) 契約担当官等は、競争参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (13) 競争参加者は、請負代金の前払いの有無、前払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払い回数等を十分考慮して入札金額を記載のうえ入札すること。
- (14) 入札公告等により申請書等を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格確認が開札日時までに終了しないとき、資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (15) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告6のとおり。なお、日時は変更する場合がある。日時を変更する場合は、通知書により変更日時を通知する。
- (16) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (17) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(16)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出するとともに、事前に提出した申請書等の通知書の写しを提示しなければならない。
- (20) 競争参加者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (21) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ① 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - ② 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (22) 競争参加者又は代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (23) 開札の結果不落となった場合は、直ちに再度の入札を行うので、再度入札を希望する者で、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる者は、電子調達システムを開いて待機すること。なお、入札書を郵送により提出された者は、再度の入札に参加できないことをあらかじめ了承の上、入札を行うこと。再度の入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とし、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、第3回目に行う入札についても上記を準用して行うものとする。
- (24) 原則として、当該入札の執行において入札回数は、3回を限度とする。
- (25) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (26) 入札参加者は、暴力団排除に関する暫約事項(入札心得第4条11項様式第7号)について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

9 入札金額内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額(単価契約の場合には予定総価)に対応した入札金額内訳書の提出を求める。
- (2) 提出の方法
入札書とともに入札金額内訳書を提出すること。
- (3) 提出された入札金額内訳書は返却しないものとする。
- (4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、記名を行った入札金額内訳書を提出しなければならない。契約担当官等が提出された入札金額内訳書について説明を求めることがある。また、入札金額内訳書未提出業者の入札は無効とする。

10 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等にした競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書。
なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて入札公告2に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名)又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名のない入札書。
- (3) 委任状を持参しない代理人の行った入札書。
- (4) 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書。
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書。
- (6) 入札金額の記載を訂正した入札書。
- (7) 競争参加者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の判然としない入札書。
- (8) 入札公告等において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書。
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書。
また、低入札調査における事情聴取に応じない場合(指定の日時、場所に来なかった場合を含む。)及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出期限まで提出しなかった場合(天災、事故、病気等、特別な場合は除く。)においても、入札を無効とする。

11 請負契約における低入札価格調査制度及び調査基準価格

- (1) 請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)について、予決令第85条(同第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額(以下、「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

12 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

13 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合。
 - ① 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約について、調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定ををする。この調査期間に伴う当該事業の事業期間の延期は行わない。
 - ② その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格で申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
この場合、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札を行った者は、当該発注機関の調査(事情聴取)に協力するものとする。
- (2) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

14 低入札価格調査

入札価格が調査基準価格を下回る価格で入札をした者によりその価格によって契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、説明資料の提出を求め、事情聴取を行うものとする。

- (1) 提出を求める資料等
 - ① 当該価格により入札した理由
 - ② 労務費、燃料費、備品費、間接費等が記載された入札価格の内訳書
 - ③ 契約対象箇所と入札者の本社、支社等の所在地、配置労務者等(配置予定技術者、配置予定技能者及び配置予定作業員)との地理的条件

- ④ 労務者等の具体的供給見通し
 - ⑤ 手持ちの同種の事業等の状況(他省庁、他森林管理局の事業を含む。)
 - ⑥ 手持ちの機械等の状況
 - ⑦ 過去3年間に於いて受注・履行した同種の事業等の名称及び発注者
 - ⑧ 経営内容(財務諸表、納税証明書、給料の支払い証明書等)
 - ⑨ 過去3年間の指名停止等の行政処分の内容とその事由
 - ⑩ その他必要資料
- (2) (1)の資料の提出期限は、入札日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。また、提出期限までに資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札心得に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

15 契約書の作成等

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅滞なく、別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

16 契約条項

別紙様式の契約書(案)のとおり。

17 入札者に求められる義務

競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

18 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 中間前払金 なし
- (3) 部分払 あり

19 事業成績評定の実施

請負金額が、500万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に基づき成績評定を実施するものとする。

なお、受注者が事業実行中に、技術改革等に関する取組みを実施した場合、「技術改革等に関する取組みの実施状況」を提出することができる。具体的な内容の説明資料として写真等を添付すること。

20 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、6(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、分任支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する窓口

受付窓口：木曽森林管理署 総務グループ

場所：〒399-5604 長野県木曽郡上松町正島町1-4-1

電話：050-3160-6065

受付時間：9時00分から16時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)とする。

21 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は5(1)の申請書等に記載した配置予定技術者等を当該事業に配置すること。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (6) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、以下の当森林管理局のホームページの発注者綱紀保持をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

(参考)国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示(令和4年2月15日)

【国有林野事業で行う素材生産及び造林の資格の種類別等級区分】

(例)A社の全省庁統一資格での審査結果通知書

資格の種類及び等級

資格の種類	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
付与数値合計	39		45	
等 級	D		D	

※A者の場合、国有林の素材生産の競争入札に参加できる全省庁統一資格の「物品の製造(その他)」では、当該等級区分(A:90点以上、B:80点以上90点未満、C:55点以上80点未満、D:55点未満)に従いD等級となりますが、林野庁の公示による等級区分ではC等級(35点以上50点未満)となります。同じように造林もD等級とされいるのがC等級となります。

林野庁の公示による等級区分

等 級	A	B	C	D
素材生産 (物品の製造)	70点以上	50点以上 70点未満	35点以上 50点未満	35点未満
造 林 (役務の提供)	75点以上	55点以上 75点未満	40点以上 55点未満	40点未満